

《Labor Communication 2018・6》

公共機関のお手洗いでのことです。飲食店店員（作務衣と白い長靴）の女性が出ていくのとすれ違いました。長靴を着用していることから「厨房」で働いている！その長靴のまま、厨房へいくのかとびっくりしてしまいました。もしかしたらこれまでも同じ光景を目にしていたかもしれません。食品工場の見学や「除菌」のCMが目に入るようになったからかもしれません。「きれい」「汚い」は、主観的であり、かつ「他人に厳しく」「自分に甘い」傾向があると自覚しつつ、あれ以来店員さんの服装と靴が気になってばかりいます！（小野山真）

**労働保険
算定基礎**

★労働保険の年度更新・算定の提出！7月10日！

7月10日は、労働保険の申告・納付と社会保険の算定基礎届の提出期限です。労働保険は、前月号で解説いたしましたのでそちらをご覧ください。算定基礎届は4月5月6月の報酬を届け出て、その平均から報酬の等級を見直します。今年は、算定基礎届の用紙がこれまでと変更になっています。算定基礎届、提出時に「調査」の対象となっている場合がありますので、封書が届きましたら「即開封」してください。尚、年金事務所の台帳には、算定基礎届を提出した期日も記録されています！期日を守る事業所なのか、否かも記録となっています。

**熱中症対策
できてますか**

★平成29年は過去2番目に多い死傷者数！（H20年からの統計から）

過去の統計から、熱中症の状況をお知らせします。

多い月（H29年）	多い時間帯	多い業種
7月	午後3時	建設業

午前10時から11時の間、午後2時半から3時半の間に休憩をとり、水分や塩分等の補給ができる体制をとりましょう。管理者の方は、この時期は社員の体調のチェックを！熱中症が疑われるときは迷わず救急車を！

**最高裁判決
労契法20条**

★平成30年6月1日、労働契約法第20条をめぐる判断！

労働契約法第20条（不合理な労働条件の禁止）、正社員と非正規社員の待遇をめぐり、2つの事件の判決がでました。

ハマキョウ レックス 事件	①概要 正規労働者と非正規労働者の待遇の差 ②判決 通勤手当、無事故手当、給食手当、作業手当に加え、勤務における皆勤手当の待遇差も違法と判決。
長澤運輸 事件	①概要 定年退職後、再雇用された社員が同じ仕事にも関わらず賃金の引き下げは違法 ②判決 「精勤手当」の違いは不合理であるが、基本給等に関して賃金の引き下げは年金の支給が想定されていることから不合理とはいえない



今後賃金の差が「合理的」とであるということの説明責任を会社が負うことが確認された判決といえます。能力や成果等の差による賃金は合法、同一労働同一賃金の考え方を会社の状況にあわせて検討していきましょう！

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング814

電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 佐々木 香里 社会保険労務士 小野山 英男 特定社会保険労務士 小野山 真由美

★手続きの多い季節！事前準備と書類整理を！